

# 「外国人の就労許可審査の原則についての雇用局規則」

## 日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

外国人の就労許可審査の原則についての雇用局規則

(前文省略)

第一項

本規則を「仏暦二五四七年・外国人の就労許可審査の原則についての雇用局規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕一〇月八日より施行する。

第三項

以下を廃止する。

(1) 仏暦二五四五年五月二日付けの仏暦二五四五年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則。

(2) 仏暦二五四五年七月一日付けの仏暦二五四五年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則(第二版)。

(3) 仏暦二五四六年二月五日付けの仏暦二五四六年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則(第三版)。

第四項

(外国人就業法) 第七条及び第八条に基づく外国人への許可証発行においては、以下を考慮した必要性及び適性に基づき許可を審査する。

(1) 王国内の政治、宗教、経済及び社会面における安全保障。

(2) タイ人が知識・能力を有し就労可能で、かつ王国内の労働市場の需要を満たしている職業について、外国人がこれを奪うことの防止。

(3) その職位への就労を外国人に許可することの利益。例えば多額の外貨を持ち込み投資する、もしくは国内で支出する。あるいは多数のタイ人の雇用を創出する。あるいは国の経済開発に益する最新の学問知識について知識・熟練性が必要な職位であり、タイ人への移転がある。

(4) 就労許可を得た外国人がその仕事においてタイ人に機械、工具に係る知識、理解、方法、詳細、及び最新の学問知識面の知識・熟練性を移転することによるタイ人の職業能力の開発。

(5) 人道的原則。

[注/外国人就業法

第七条(就労許可)

第一〇条の規定下に、第六条の規定に従い出された勅令において禁止されていない業務について、局長または局長が委任した係官より許可証を取得したとき外国人は就業できる。ただし、移民法に基づき、必要にして至急の労働のために一五日以内の一時入国した外国人は、局長が規定した様式に従い、局長または局長が委任した係官に書状で通知したとき、就労できる。

第八条(就労許可証申請)

移民法の規定下に、外国人を王国内での自己の事業に就労させる目的を有する者は、その外国人に代わり、局長または局長が委任した係官に許可証取得を申請することができる。

局長または局長が委任した係官は、第一項に基づく外国人がすでに入国したときに、その外国人に対し許可証を発行することができる。」

第五項

(外国人就業法) 第四条に基づく許可証の発行審査において、以下の原則に基づき許可する。

(1) タイ国銀行もしくは財務省、あるいは国の金融機関監督部署の保証書を有する、タイ国銀行もしくは財務省の監督下にある金融機関、あるいは国の金融機関監督部署での業務に当たる外国人は保証書に定められた人数に基づき許可する。

(2) 中央公務機関、地方公務機関、コミュニティ公務機関、国営企業、及び独立行政法人法に基づく独立行政法人の保証書を有する外国人で、保証書にその外国人の職位及び就労期間が示してあるときは、保証書に定められた人数に基づき許可する。

(3) 二〇〇万バーツ以上の払込済み資本金による投資規模を有する使用者のもとで就労する外国人は、二〇〇万バーツにつき一人許可する。あるいは外国で法人登記し、タイで事業を営む使用者で外国から持ち込んだ資金からの投資規模が三〇〇万バーツ以上ある場合、三〇〇万バーツにつき一人許可する。あるいは外国で法人登記し、仏暦二五四五年一〇月三〇日より以前にタイ国内で事業を営んでいた事業所で、外国からの持ち込み資金について証拠がない場合は、六ヶ月遡って銀行口座の出入金レポートで明らかなくところに基づく残金額から投資規模を審査し、三〇〇万バーツにつき一人許可する。ただし以上について、タイ人と合法的に婚姻し、公然たる夫婦関係にある外国人については、定められた投資規模は半分に減額する。ここに以下のいずれかのケースにおいて適性に基づき許可審査する場合を除き、許可は一人以下とする。

(a) 過去一年間の国への所得税納税額が三〇〇万バーツ以上の使用者のもとでの就労。

(b) 過去一年間に三〇〇〇万バーツ以上、外貨収入を国内に持ち込んだ輸出事業を営む使用者のもとでの就労。

(c) 過去一年間に五〇〇〇人以上の外国人をタイ観光に呼び込んだ観光事業を営む使用者のもとでの就労。

(d) 一〇〇人以上のタイ人を雇用している使用者のもとでの就労。

(4) 以下のいずれかの形態における二〇〇万バーツ以上の払込済み資本金による投資規模を有する使用者、あるいは外国で法人登記し、タイで事業を営む使用者で外国から持ち込んだ資金からの投資規模が三〇〇万バーツ以上ある使用者のもとで就労する外国人の場合は、第五項(3)の内容に基づく外国人の人数の件での制限を適用しない。

(a) タイ人ができない技術を使用する、もしくは国内労働市場の需要を十分に満たしていない仕事に就労する外国人。このとき定められた期間内に二人以上のタイ人に技術移転する。

(b) はっきりした期限を有するプロジェクトを完成させるために専門知識・熟練性を使って働く外国人。

(c) はっきりした期限を有する臨時雇用の形態を有する娯楽、エンターテインメント、音楽演奏に就労する外国人。

(5) 非営利、もしくは社会に資する財団、協会もしくはその他の団体で就労する外国人は第五項(3)の基準を適用しない。

(6) 外国貿易事業において外国法人の代表事務所に駐在し、販売代理人もしくはユーザーに販売する本店の商品に係る諸説明をする外国人、本店の新商品もしくは新サービスに係る諸情報の公開をする外国人、及び本店にタイ国内の事業上の動向を報告する外国人は、二人まで許可することができる。本店のためにタイ国内で商品・サービス調達先を探す外国人、本店が購入する、もしくはタイ国内で委託生産する商品の品質及び量の検査、管理に当たる外国人は、五人まで許可することができる。ただしその代表事務所が本店のためにタイ国内で商品・サービスの調達先を探すことができ、本店がタイ国内の製造業者から商品・サービスの購入を注文し、その発注額が過去一年間に一億バーツ以上であるときはその限りではない。

(7) 外国の法律に基づき設立された法人の地域事務所に駐在し、様々な面でのサービス、例えば本店に代わり同一地域に所在する支店もしくはグループ会社の業務の連絡及び監督、人材研修及び開発でのコンサルティングもしくはサービスの提供、財務面での管理、マーケティング管理、及び販売促進計画の策定、製品開発、及び研究・開発のために他の国で事業に従事する外国人は五人まで許可することができる。このとき、そのサービスからの収入はなく、その国の個人または法人から注文を受けたり、販売勧誘したり、ビジネス交渉をすることはできず、事務所の費用は本店からのみ受け取る。ただしその地域事務所が過去一年間に一〇〇〇万バーツ以上タイ国内に持ち込み、支出したときはその限りではない。

[ 注 / 外国人就業法

第四条 (不適用対象外国人)

以下の外国人に対しては、王国内でのその任務遂行にこの法令を適用しない。

(一) 大使代表団に属する者。

(二) 領事代表団に属する者。

(三) 国際連合及び特定専門機関の加盟国の代表及び職員。

(四) (一) (二) または (三) の人物に随伴し従事するために雇用された外国から来た者。

(五) タイ政府が外国政府と、または国際機関と締結した合意に基づき任務または責務を遂行する者。

(六) 勅令に規定したところに従い、教育、文化、芸術、スポーツまたはその他の業務のために任務または責務を遂行する者。

(七) 入国し任務または責務を遂行することを政府が許可した者。 ]

第六項

第四項に基づく許可証の発行審査において、第五項に基づく形態を有する使用者でなく自然人である使用者のもとでの就労許可を求める外国人に対しては、以下の基準に従って許可することができる。

(1) 過去一年間もしくはその年の営業収入が七〇万バーツ以上有する使用者のもとで就労する外国人は、収入七〇万バーツにつき一人許可する。ただし三人までとする。

(2) 過去一年間の所得税納税額が五万バーツ以上ある使用者のもとで就労する外国人は、納税額五万バーツにつき一人許可する。ただし三人までとする。

(3) タイ人を四人以上雇用している使用者のもとで就労する外国人は、タイ人四人につき一人許可する。ただし三人までとする。

第一段の内容に基づく基準は、タイ人と合法的に婚姻し、夫婦関係を公開している外国人については、半分に減らす。

第七項

第四項に基づく許可証発行審査において、法律上もしくは訴訟上のサービス提供で就労許可を申請する外国人に対しては、以下の仕事において当事者が合意した人数に従い許可する。

(1) 仲裁業務。

(2) その仲裁審査されている紛争に適用されている法律がタイの法律でない、もしくはタイ王国内でその仲裁の判定を執行しなくてもよい場合の仲裁での弁護。

第八項

本規則で定められたケースもしくは基準以外の許可審査は局長の権限による。

第九項

本規則の施行前に担当官が受け取った申請は、仏暦二五四五年五月二二日付けの仏暦二五四五年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則、仏暦二五四五年七月一日付けの仏暦二五四五年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則（第二版）、及び仏暦二五四六年二月五日付けの仏暦二五四六年・外国人の就労許可審査の原則及び要件についての雇用局規則（第三版）に従う。

第一〇項

雇用局長を本規則の主務者とする。

仏暦二五四七年九月三〇日布告